

# 千葉市在宅医療・介護実態調査業務委託仕様書

1 委託期間 契約締結日から令和6年3月31日

## 2 目的及び背景

本調査業務委託は、市民、在宅医療・介護関係者及び行政のパートナーシップを構築し、在宅医療・介護連携を強力に推進するため、アンケート調査及び医療・介護レセプト分析により、在宅医療及び介護に関わる資源（施設）の量や各施設の在宅医療介護に係る機能のほか、在宅医療・介護連携の状況を詳細に把握し、市内の在宅医療・介護関係者等で情報を共有することを目的とする。

また、令和元年度に実施した在宅医療・介護資源調査において実施した在宅医療・介護受給の将来推計と本調査業務委託の結果を比較するなど、在宅医療・介護連携推進事業の進捗状況を把握する。

なお、在宅医療の推進及び在宅医療・介護連携を強力に推進するためには、当事者である市民も含めて、在宅医療・介護関係者が主体的に行動する必要がある。在宅医療・介護連携推進事業の進捗状況などを関係者が共有する必要がある。本委託では、在宅医療・介護関係者に対して、調査内容や推計プロセスなどの情報を適宜提供し、最終的には、検討結果を解りやすく伝えるための資料等を作成する。

## 3 委託内容の概要

### (1) アンケート調査及び医療・介護レセプト調査

市内の医療・介護資源のサービス提供状況及び在宅医療・介護連携の進捗状況を把握するため、市内の医療・介護関連施設へのアンケート調査及び医療・介護レセプト分析を実施する。

具体的には、在宅医療の需要・供給状況のほか、看取り対応状況、認知症対応、精神疾患対応、病院と介護側の連携状況などの在宅医療・介護連携に関する状況を把握すること。

#### 【アンケート調査対象施設数】

施設種類	施設数
病院	50
一般診療所	720
歯科診療所	550
薬局	450
訪問看護ステーション	90
居宅介護支援事業所	300
小規模多機能型居宅介護	40
介護老人保健施設	20
訪問介護	260
合計	2,480

※ 分析にあたり、千葉市から、下記データを提供可能である。

○KDB突合CSV等データ

平成30年4月～平成31年3月、令和3年4月～令和4年3月

○介護保険被保険者レセプトデータ

平成30年4月～平成31年3月、令和3年4月～令和4年3月

○後期高齢者医療被保険者レセプトデータ

平成30年4月～平成31年3月、令和3年4月～令和4年3月

○「ちば医療なび」のデータ

## (2) 市内の在宅医療・介護資源の将来推計

2025年（令和7年）、2040年（令和22年）、2050年（令和32年）の各段階における千葉市内の在宅医療・介護需要・供給量を推計する。なお、推計に当たっては、行政区や日常生活圏域など地域差も考慮する。推計結果は、在宅医療・介護連携事業の推進における目標設定や市民及び在宅医療・介護関係者への動機付け資料として使用するものであり、市内の需給状況を地図上に表すなど、表現の仕方を工夫すること。

### 【必須分析項目】

○在宅療養患者数（在宅療養を受ける状況別に推計すること）

○訪問診療に従事する医師の必要数（訪問診療と往診違いや専門科別のニーズなどに留意すること）

○訪問看護ステーション及び訪問看護師の必要数（精神科・小児・医療的ケアなどへの対応状況に留意すること）

○要介護認定者数（要介護度別及び区毎の推計）

○居宅介護支援事業所及びケアマネジャーの必要数

※推計にあたり、千葉市から、上記3－（1）のデータを提供可能である。

## (3) 市民に対する情報提供

市民に対して、在宅医療・介護の進むべき姿を提示するため、地図上に分析結果を明示するなど、わかりやすい表現を用いた資料を作成する。

## 4 成果品及び納入場所

### (1) 成果品

ア 調査結果報告書

イ 調査結果報告書概要版

ウ 分析及び集計データ

### (2) 部数・形式等

「ア 調査結果報告書」及び「イ 調査結果報告書概要版」については、紙面で10部、電子メディア（CD-R等でウイルスチェック済みのもの）で2部納品する。「ウ 分析及び集計データ」は、電子メディア（CD-R等でウイルスチェック済みのもの）で2部納品する。

### (2) 納品場所

千葉市保健福祉局健康福祉部 在宅医療・介護連携支援センター

## 5 会議資料の提供

以下の関係会議において調査の概況報告等を行うための会議資料を、発注者と協議のうえ作成すること。

○関係会議の例（予定）

会議名	開催時期	開催回数
千葉市在宅医療推進連絡協議会	2月及び 7月頃	2回
千葉市在宅医療推進連絡協議会在宅医療介護実態調査部会（仮称）	7～12月	3回
千葉市社会福祉審議会高齢者福祉介護保険専門分科会	3月頃	1回

6 業務実施計画書の作成及び成果品に係る協議について

受託者は、本業務に取り組むに当たり、業務実施計画書の作成及び成果品について千葉市と協議を行う。

なお、業務実施計画書については、事業の進捗状況等を勘案し、必要に応じ千葉市と協議の上適宜修正を行うものとする。

7 留意事項

(1) 受託者は契約締結後、速やかに本委託業務の実施計画書を作成し、市の承認を得ること。

(2) 作業の実施にあたっては、千葉市と十分に協議の上行うこと。

また、本委託目的に資する取り組みの独自提案があれば具体的に提示すること。

(3) 業務の遂行について、千葉市の求めにより、随時報告をすること。

(4) 成果品の内容が不適切と認められる場合（推計過程や結果の根拠が不明瞭である等）、再提出を求める場合がある。

(5) 本件業務の成果物の著作権は、全て千葉市に属するものとする。また、第三者への成果物の提供や内容の転載には、千葉市の承諾を必要とする。

また、調査結果については、集計結果とともに、事後的に分析（クロス集計等）が可能なローデータ（MicrosoftExcelで動作可能なもの）も提出すること。

(6) 受託者は、コンプライアンス（法令順守）、プライバシー（個人情報）保護、情報セキュリティへの取組みを徹底すること。また、本業務の遂行上知り得た秘密（個人情報を含む。）を他に漏らしてはならない。特に、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

(7) その他、個別事項において、本仕様書に記載されていないもの又は不測の事態への対応については、千葉市（保健福祉局在宅医療・介護連携支援センター）と協議の上決定する。